【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月23日
【会社名】	株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ
【英訳名】	KADOKAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松原　眞樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（３２３８）８４０１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 渡辺　彰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（３２３８）８７３２
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 渡辺　彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成26年６月21日に開催された当社第60期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年６月21日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金60円(普通配当35円、記念配当25円)

総額1,755,233,760円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年６月23日

第２号議案　株式移転計画承認の件

当社と株式会社ドワンゴが共同して会社法772条に基づく株式移転の方法により平成26年10月１日を効力発生日として完全親会社「株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ・ＤＷＡＮＧＯ」を設立し、それぞれその完全子会社になることに係る株式移転計画を承認する。

第３号議案　取締役22名選任の件

取締役として、角川歴彦、松原眞樹、井上伸一郎、関谷幸一、谷口常雄、濵村弘一、佐藤辰男、椎名　保、髙野　潔、塚本　進、太田　修、芳原世幸、渡辺　彰、秋山伴道、水島　真、安田　猛、横沢　隆、山下直久、川上量生、船津康次、森泉知行及び髙須武男を選任する。

取締役候補者のうち、船津康次、森泉知行及び髙須武男は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役として、髙山康明を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対・棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対・棄権（個）	賛成率	決議の結果
第１号議案	222,618個	17,880個	91.1%	可決
第２号議案	239,587個	911個	98.0%	可決
第３号議案				
角川歴彦	222,547個	17,948個	91.0%	可決
松原眞樹	224,589個	15,906個	91.9%	可決
井上伸一郎	224,560個	15,935個	91.8%	可決
関谷幸一	224,552個	15,943個	91.8%	可決
谷口常雄	224,557個	15,938個	91.8%	可決
濵村弘一	224,555個	15,940個	91.8%	可決
佐藤辰男	224,544個	15,951個	91.8%	可決
椎名　保	224,543個	15,952個	91.8%	可決
髙野 潔	224,554個	15,941個	91.8%	可決

決議事項	賛成（個）	反対・棄権（個）	賛成率	決議の結果
塚本　進	224,552個	15,943個	91.8%	可決
太田　修	224,550個	15,945個	91.8%	可決
芳原世幸	224,547個	15,948個	91.8%	可決
渡辺　彰	224,554個	15,941個	91.8%	可決
秋山伴道	224,553個	15,942個	91.8%	可決
水島　真	224,528個	15,967個	91.8%	可決
安田　猛	224,554個	15,941個	91.8%	可決
横沢　隆	224,553個	15,942個	91.8%	可決
山下直久	224,558個	15,937個	91.8%	可決
川上量生	224,505個	15,990個	91.8%	可決
船津康次	214,841個	25,654個	87.9%	可決
森泉知行	224,553個	15,942個	91.8%	可決
髙須武男	216,895個	23,600個	88.7%	可決
第４号議案				
髙山康明	231,630個	8,869個	94.7%	可決

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数は244,372 個であります。
２．第１号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
３．第２号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成であります。
４．第３号議案及び第４号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
５．反対票と棄権票は区別しておりません。
６．賛成率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数に対する比率であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
議決権行使期限までに書面またはインターネットにより行使された議決権と当社役員が保有する議決権の賛否の状況を予め集計した結果、第１号議案から第４号議案までのすべての議案の可決要件を満たしていることから、株主総会当日に出席した株主の賛成、反対・棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以　上